

第1部

特 集

第1節 文化庁京都移転の経緯

1 京都移転の方針決定

(1) 政府関係機関移転の背景

少子高齢化の進展や人口減少への対応、東京圏への過度の集中の是正を図り、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成や、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立しました。

同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」（以下「本部」という。）が内閣に設置されました。

平成26年12月には、本部での議論を経て「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が閣議決定されました。総合戦略においては、基本目標の一つとして「地方への新しいひとの流れをつくる」ことが設定され、地方の発展に資する政府関係機関について、27年度には、道府県から国に対し、誘致の提案を行うこととされました。

(2) 政府関係機関移転基本方針の決定

平成27年3月に、道府県に対し「政府関係機関の地方移転」の提案募集が行われました（同年8月まで）。提案に当たっては、①東京一極集中の是正や地方創生にとっての必要性、②国の機関としての機能確保（メリットがデメリットを上回る）などの観点を説明するほか、移転先の施設等の確保・設置のための具体的な条件整備案を添付することとされました。こうした提案募集に対し、京都府から文化庁の移転誘致が提案されました。

平成28年1月には、京都府、京都市、京都商工会議所で組織された文化庁京都誘致協議会より、「日本の為 文化庁を京都へ」と題した要望書が、内閣総理大臣、地方創生担当大臣宛てに提出されました。その後、政府関係機関移転に関する事務局・有識者合同意見交換会におけるヒアリングや政府関係機関移転に関する有識者会議での議論を経て、同年3月に「政府関係機関移転基本方針」が本部決定され、文化庁の京都移転が正式に決定しました。

2 文化庁の機能強化と京都移転の意義

(1) 文化庁機能強化の背景

「政府関係機関移転基本方針」において、文化庁については、「外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する」とこととされました。

これを受け、平成28年4月には、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、文化庁、京都府、京都市の事務方トップを構成員とし、内閣人事局、財務省をオブザーバーとした「文化庁移転協議会」（以下「移転協議会」という。）が設置され、具体的な検討を進めるとともに、同年7月には文化庁職員30人程度を京都に派遣し、最新のテレビ会議システム等のICTを活用した実証実験を行いました。移転協議会では、各工程の具体的な内容や先行して移転した「地域文化創生本部」（以下「創生本部」という。）の具体的な内容等について取りまとめました。

また、「文化芸術立国」を実現していくため、平成28年の「文化芸術立国の実現を加速する文化政策―「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言―（答申）」（同年11月17日文化審議会）において、政策を総合的に調整し推進していくための体制の整備に努めることとされました。加えて、29年には、文化芸術基本法が改正され、文化庁の機能の拡充等を検討し、必要な措置を講ずることとされました。

このような背景を踏まえ、文部科学省設置法等が改正され、文化庁内部の組織再編を含め、機能強化が図られることとなりました（図表1-1-1）。

文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要

京都への全面的な移転に向け、**新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化**を図り、文化に関する施策を総合的に推進する。

※ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

概要

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、**文化に関する施策の総合的な推進**を位置付ける。
また、その所掌事務に、
①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること
②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること
を追記し、**文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進**していく体制を整備する。
2. **芸術に関する教育に関する事務**を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図る。
※ 小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術（音楽・美術・工芸・書道）」等に関する基準の設定に関する事務を文化庁に移管する。
3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた**博物館に関する事務**を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。
※ 社会教育施設としての博物館（文化施設としての美術館及び歴史博物館のほか、水族館、動物園及び科学博物館等も含む）に関する事務全般を文化庁で所管することとする。
4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1. ～ 3. の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

施行期日 平成30年10月1日

（2）政府関係機関移転基本方針における京都移転の意義

文化庁の京都移転の意義については、「政府関係機関移転基本方針」において、「①文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都に移転することにより、文化行政の企画立案の更なる強化や国際発信力の向上が期待できること、②京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより、今後の我が国の観光振興の重要戦略の一つである文化財を活用した観光の強化推進が期待できること、③グローバル化の時代、政治・経済、マスメディアが東京に集中する中で、地方創生のためには、地方の多様な文化への誇りの確保とその活用が求められており、文化の多様性の確保が重要であることから、地方創生の視点からみて意義は大きい」とされています。

また、暮らしの中に文化が息づく京都において、文化芸術の振興を担う職員が仕事をすることは、歴史や伝統、多様な文化に触れ、政策の質を向上していく観点からも非常

に重要な意義があります。さらに、テレビ会議システム等を駆使して柔軟な働き方を進めるなど、ポストコロナにおける新しい働き方を示すものにもなっています。

3 移転協議会における検討

（1）先行移転組織「地域文化創生本部」の設置

平成28年8月の第2回移転協議会においては、「文化庁移転の概要について」として、京都への全面的な移転により目指す文化行政の姿（文化庁の機能強化）や、29年度から実施する先行移転及びその後の本格移転までの全体的な工程が取りまとめられました。

平成28年12月の第3回移転協議会においては、29年度から実施する先行移転組織として、創生本部を設置し、文化庁に期待される新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見やノウハウ等を生かしながら先行的に実施することとなりました。創生本部の本部長に文化庁長官、

本部長代理に文化庁次長をもって充てることとされ、京都に常駐する事務局は、地元の協力を得て30人程度の体制とされました。事務局組織には事務局長、副事務局長を置くとともに、①創生本部の総括、文化に関する政策調査研究、国際文化交流等を行う「総括・政策研究グループ」、②地域の幅広い文化芸術資源の活用による地方創生、経済活性化及び人材育成、伝統工芸や生活文化に関する調査研究等を行う「暮らしの文化アートグループ」、③文化財等を生かした広域文化観光及びまちづくりの推進やモデル開発等を行う「広域観光・まちづくりグループ」の三つのグループを設けて業務を行うこととされました。

(2) 本格移転の組織規模の検討

平成29年7月の第4回移転協議会においては、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」が取りまとめられ、新しい文化庁の組織体制と本格移転に向けた環境整備の大枠が決定されました。同年6月に公布・施行された新たな文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団の形成に向けて、①分野別の組織から目的に対応した組織編制とし、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進するとともに、②関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体等に開かれた体制により、新たな領域への積極的な対応を強化するための抜本の見直しを行うこととされました。

また、第4回移転協議会においては、平成29年4月より先行移転した創生本部の取組状況の報告とともに、本格移転における組織体制の大枠が示されました。本格移転の大枠としては、①文化庁・本庁を京都に置くこと、②本庁に文化庁長官・次長を置くこと、③本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除く全ての業務を行うこととされました。具体的には、文化政策の新たな展開を目指し、(a) 長官直属の企画・発信、(b) 国内外への日本文化の戦略的発信、(c) 大学との連携を生かした文化政策調査研究、(d) 科学技術と融合した文化創造や若者文化の萌芽支援など新文化創造、(e) 食文化等の生活文化振興、(f) 文化による地方創生、(g) 文化財、(h) 宗務等に関する政策の企画立案及び執行に係る業務を本庁で行うこととし、その職員数(定員及び定員外職員の数)は全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上を見込むとされました。

(3) 京都移転に向けた組織再編と効果・影響の検証

平成30年6月には文部科学省設置法の一部を改正する法律が成立し、①文化庁が文化に関する施策を総合的に推進すること、②芸術に関する教育及び博物館に関する事務を文部科学省本省から文化庁へ移管することとされました。また、同法附帯決議(衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会)では、「文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること」とされました。

また、平成30年10月には、同法の施行とともに、文部科学省組織令及び文部科学省組織規則の一部改正が公布・施行され、分野別から政策目的に対応した組織再編を図るため、文化庁・文化財部の二部制を廃止するなど、京都への本格移転を見据えた組織編制となりました。

京都移転に向けた効果及び影響の検証については、文部科学省設置法の一部を改正する法律の附帯決議に基づく国会への報告のため、令和元年度及び2年度の2回にわたって京都移転シミュレーションを実施しました(図表1-1-2)。本格移転前に集中的なシミュレーションを行うことを通じて、課題等を洗い出し整理し、円滑に京都移転が進められるようにするというものです。臨時国会期間中に一部職員が、1週間又は2週間単位の交代で先行移転先の地域文化創生本部庁舎で執務を行うとともに、テレビ会議等の機器を活用し会議等への出席を行うなど、本格的な移転を見据えた業務を行いました。

シミュレーションの検証結果は、令和3年6月に「文化庁京都移転シミュレーションの実施及び検証結果に関する報告」として、衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会へ報告しました。新型コロナウイルスの感染拡大によりオンライン会議が急速に普及した影響もあり、リモート対応が増えた一方で、迅速な対応が必要な案件、機密性の高い案件、複雑な協議・交渉が必要な案件等はリモート対応が困難であり、対面での対応や東京勤務の職員のサポートが必要であることなどが検証されました。また、旅費等の必要な予算の措置やリモート対応を円滑に行うための環境整備など、今後の改善に向けた対応策についても併せてシミュレーション結果として取りまとめを行いました。

令和2年度京都移転シミュレーションの概要

(1) 期間及び対象者

- 期間：令和2年10月5日～11月20日
- 対象者：京都担当の次長・審議官
移転予定課の課長と原則全職員

(2) 実施体制

- 地域文化創生本部（京都）での執務
 - ・京都担当の次長と審議官は、地域文化創生本部にて執務。
 - ・移転対象課の課長及び職員は1週間ずつ（政策課は2週間）課ごとに交代で地域文化創生本部にて執務（やむを得ず京都勤務をできない者は、該当期間中はテレワークにて執務）。



【移転シミュレーションにおける京都での執務室の様子】

(3) 主な検証事項

- ①国会議員への説明、②政党の会議への参加、③国会質問対応
- ④庁内外（庁内他部署、他省庁、自治体、団体等）とのやりとり、⑤予算に係る業務
- ⑥人事・総務に係る業務、⑦報道対応、⑧文化財関係者等の会議（外部有識者による会議）

(4) 検証の視点

- メール・電話や、テレビ会議システム、web会議等を活用した対応が可能な範囲
- 上記遠隔システムに関し組織を超えたシステム統一に向けた課題
- 突発的に発生した案件への速やかな対応、国会対応、関係府省等との緊急の連携・調整、東京に多く存在する文化芸術団体等への対応が確実にできる実施体制の構築

(4) 本格移転先の決定

本格移転先の検討は、平成28年12月の第3回移転協議会から行われました。第3回移転協議会において、移転先に必要な条件として、①我が国の文化行政を担当する政府機関として、文化施設、学術機関、寺社、公園など文教関係の施設が近隣に集積し、我が国を代表する文化的な環境の中にあること、②東京にある政府機関や全国の関係者との会議や面会が円滑に行えるよう、交通の便が良いこと、③我が国の政府機関として適切なオフィスであり、国の庁舎として適正な規模であること、④働き方改革にも合致する未来志向のオフィスとして、ICT環境が十分に整備できること、⑤非常災害時にも対応するため、国の機関として必要な耐震性や機能を有していることが示されました。

また、費用負担については、今回の移転は地元の協力・受入体制が整っていること、地元からも土地の提供や庁舎建設費用について応分の負担の意向が示されたことのほか、移転による過度な費用の増大や組織の肥大化を回避する必要があることなども踏まえ、具体的に検討することとされました。

その後、複数の候補地について検討された結果、平成29年7月の第4回移転協議会において、移転先に必要な

五つの条件などを勘案し、京都府警察本部本館（当時）が移転先として決定されました。当該建物は、京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」にあわせて、当時国の庁舎として建設された京都の近代化遺産であり、文化的価値も高いものとなっています（令和6年3月には国の登録有形文化財（建造物）に登録。）。

歴史的建造物を保存活用するという考えや文化庁移転の経緯を踏まえ、京都府が京都市などの協力を得て、耐震化も含めた改修・増築を行うこととされました。



京都府警察本部東側



京都府警本部西側



建設工事中庁舎（令和4年2月）

（5）本格移転先の庁舎整備と京都での業務開始日の決定

本格移転先の庁舎整備の規模等は、平成30年8月の第5回移転協議会において、「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」として決定されました。具体的には、京都府警察本部本館及び新たな増築部分が、移転先の庁舎とされました。また、「文化庁の全面的な移転に向けた地元の協力について」（京都府・京都市）において、本格移転に際しての貸付料は、国と京都側で対等の負担とすることが適当と考えられることから、議会の了承が得られることを前提に、土地相当額については無償、建物相当額については4割を減額することとすることが表明され、合意されました。

その後、京都府は平成30年10月より本格移転先庁舎の基本・実施設計に着手し、基本設計は31年3月、実施設計は令和2年3月に完了、同年5月より庁舎の整備工事が着工されました。整備工を進める中で、建設業の働き方改革等の影響や、新たに旧京都府警察本部本館の建物耐震・内部壁面等の補強工事が追加になったこと、がれき等地中障害物の処分等に伴う作業量の増加等により、途中2回工期が延伸されましたが、4年12月に移転先庁舎が竣工しました。



建設工事の様子（令和3年11月）

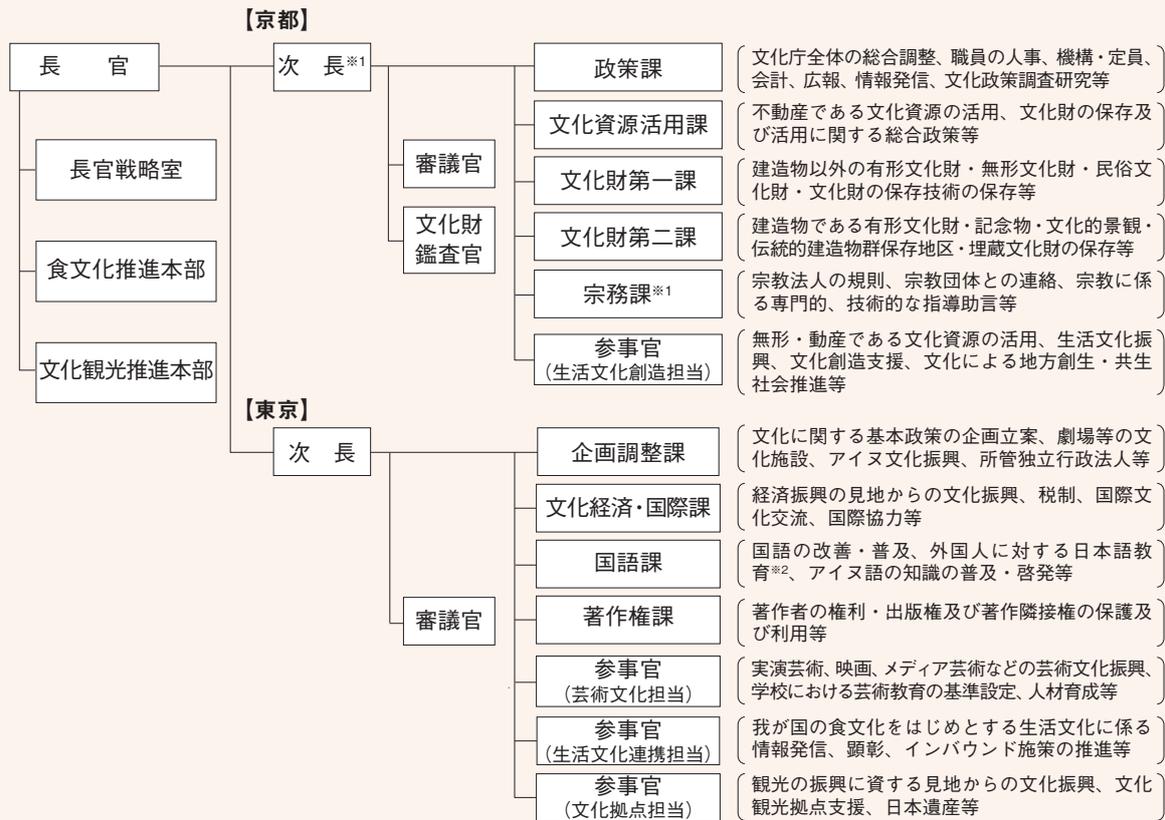
京都での業務開始日については、工期の延伸を考慮して検討したところ、令和4年5月に移転準備状況の視察で京都に訪れた岸田内閣総理大臣から「令和5年3月27日に、京都において業務を開始すること及び大型連休明けの5月に、職員の大半が移転することを目指す」ことが発表されました。

（6）京都移転にあたっての更なる機能強化

京都での業務開始を目前にした令和5年3月の第13回移転協議会において、「文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について」が取りまとめられ、文化庁の更なる機能強化を図ることとされました（図表1-1-3）。具体的には、京都移転を契機として、文化庁長官のリーダーシップの下、庁全体の政策企画・調整機能を強化するために長官の補佐体制を整えるため長官戦略室を置くことに加え、関係課が横断的に関わる食文化と文化観光については、その企画立案機能を強化するため、従前の創生本部を発展的に見直し、食文化推進本部及び文化観光推進本部が設置されることとなりました。

なお、宗務課等については、旧統一教会を巡る課題への対応等に取り組んでいるところであり、当該課題に支障なく対応できるよう、業務に一定の区切りがつくまでの間、東京で勤務を行うことになりました。

本格移転（令和5年3月27日）以降の文化庁の体制



※1 業務に一定の区切りがつくまでの間、東京において勤務する予定
 ※2 令和6年4月から文部科学省総合教育政策局に移管

第2節 京都移転後の取組

1 文化庁京都移転に関する政府主催の各種行事

文化庁は、令和5年3月27日に移転し、京都で業務を開始しました。明治政府が首都を東京に移して以来、初めての中央省庁の地方移転です。こうした節目にあたり政府主催の各種行事を執り行いました。

(1) 文化庁京都移転祝賀の集い

令和5年3月26日、文化庁の京都での業務開始を翌日に控え、「文化庁京都移転祝賀の集い」(以下「祝賀の集い」という。)を文化庁主催で開催しました。岸田内閣総理大臣からは祝辞の中で、今回の移転を機に京都を中心に新たな文化振興に取り組んでいきたいこと、京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして国立文化財修理センターを2030年度までを目途に整備すべく必要な取組を進めていくこと、京都から食文化や文化観光などをはじめ新たな価値を生み出し、広く世界に発信していくこと、ポストコロナにおける新しい働き方を期待していることな

どが述べられました。

永岡文部科学大臣(当時)からは、ポストコロナの文化芸術活動や文化芸術による地方創生、デジタル化の急速な進展に伴う対応など、第2期文化芸術推進基本計画に基づく政策の着実な推進、食文化や文化観光について、全国各地域と連携しながら、日本の文化芸術の魅力を国内外に広く発信することなどについて述べられました。



令和5年3月26日「祝賀の集い」の様子



鏡割り



記念演舞「京都の六斎念仏」



内覧会の様子

(2) 内閣総理大臣・文部科学大臣の訓示式と除幕式

令和5年3月27日、京都での業務開始に当たり、岸田内閣総理大臣と永岡文部科学大臣（当時）による訓示式を行いました。京都庁舎と東京庁舎を大型スクリーンによるオンライン会議システムを活用して接続し、東京から京都に移転した文化庁に向けて訓示がありました。

岸田内閣総理大臣からは、文化庁の京都移転は、文化芸術のグローバル展開の加速、文化芸術のDX化、文化財を活用した観光、食文化等の生活文化の振興など、新たな文化行政の展開を進める上で、大きな契機となるものであること、さらには、京都で働く文化庁職員が中央省庁の職員の働き方改革の先駆者として実践することへの期待などについて述べられました。

京都の文化庁庁舎の除幕式では、西脇京都府知事、門川京都市長（当時）、三日月関西広域連合長、塚本京都商工会議所会頭が参加し、築文部科学副大臣（当時）、都倉文化庁長官ほか幹部職員によって文化庁銘板の除幕を行いました。こうした一連の行事を終え、都倉長官より改めて職員に訓示が行われた後、京都での業務が開始しました。



訓示式の様子



除幕式の様子

2 京都移転後の取組状況

(1) 新しい働き方への取組

京都での業務開始に伴い、デジタル技術を活用した新しい働き方の工夫を実践しています。職員が使用する情報端末は、全てオンライン会議に対応しており、日常的にオンライン会議を実施しています。また、専用のテレビ会議システムを京都と東京に導入しており、文部科学本省との打

合せにおいて、より円滑な接続によるオンライン会議を実施しています。このようなデジタル技術を活用した新しい働き方により、移転前と同等のパフォーマンスを出せるように努めています。

一方、東京で急な業務が生じた場合に迅速な対応が取りにくいことはありますが、オンラインの活用と東京に勤務している職員との連携による対応を行っており、こうした対応も日々習熟してきています。オンライン会議の増加に伴って通信環境の整備が必ずしも十分でないこともありました。令和5年度中に通信状況の調査を実施し、必要な増強・改善措置を行ったところです。

文化庁の新しい働き方は、文化庁内だけでなく、文部科学省全体の機能強化を図る上においても、一つの契機となっており、更なる働き方の工夫につなげていくこととされています。



オンライン会議の様子

(2) 地方公共団体等と連携した主な動向

京都府・京都市をはじめ、関西を中心とする地方公共団体では、文化庁京都移転を契機に文化庁との連携を深める取組が進められました。石川県では、文化庁における食文化と文化観光の推進本部の設置に呼応し、「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」が設置され、部局間の連携により、DXやGXも進めつつ、インバウンド需要拡大も含めた観光振興、産業振興が図られています。滋賀県では、文化庁移転を契機に、文化庁との連携をより緊密に行い、関係する取組を効果的に進めるため、「国・県文化連携担当」が配置されるなどの取組がありました。

また、京都府と京都市との若手職員による共創・連携活動も行っています。例えば祇園祭に参加する職員を中心に、祇園祭の歴史や文化について理解を深め、伝統文化の継承のための施策等について意見交換を行いました。このほかにも丹波漆の産地に訪問し、漆の専門家からの講義を受けるなど、多くの文化財に関する歴史や文化について理解を深めました。滋賀県、大津市の若手職員との連携も実施しており、文化財が集積する古刹を訪問し、文化資源を生かした観光振興についての意見交換も行いました。今後

も、文化庁と地方自治体等の若手職員との交流も通じた文化政策の企画立案を図っていきます。



文化庁・京都府・京都市の若手職員による共創・連携活動の様子

令和5年7月には、文化庁と関西広域連合・関西経済連合会等との間で共同宣言を採択し、地方自治体・経済団体との共同で「文化芸術立国」の実現に向けて取り組むことに合意しました。この共同宣言においては、日本の美や心を世界に発信するため、大阪・関西万博を契機に、官民一体となって、我が国の文化芸術の国際発信とグローバル展開を進めていくこととされ、特に、日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進める、変革を目指した取組(CBX: Cultural Business Transformation)を推進していく方針の下、①観光と文化芸術、②産業と文化芸術、③暮らしと文化芸術、④まちづくりと文化芸術という四つの柱で施策を展開していくこととされました。

令和5年11月には、共同宣言に基づく施策の展開のため、文化庁より関西経済連合会に対し、①アートと音楽フェスの融合的取組、②音楽に関する広くアジアの地域を対象とした新たなアワードの創設支援、③関西由来の伝統芸能及び関連文化施設の事業強化、④町家や近現代建築等、関西が持つ街並みの魅力を継承・発展させる取組、⑤ナイトタイム・エコノミーの実現、⑥我が国ソフトパワーの世界への強力な発信などの取組の推進を提案しており、引き続き、協働・連携した活動を展開していきます。



文化庁・関西広域連合・関西経済連合会・文化庁連携プラットフォーム共同宣言の様子

第3節 新たな文化振興の展開

1 文化芸術関係施策

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「文化芸術推進基本計画」を策定しています。第1期計画（平成30年度から令和4年度）期間中の成果と課題を踏まえ、令和5年度から9年度までの5年間の文化芸術政策の基本的な方向性を定めた第2期計画を令和5年3月に閣議決定しました。本計画の5年間で取り組むべきこととして、①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進、②文化資源の保存と活用の一層の促進、③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成、④多様性を尊重した文化芸術の振興、⑤文化芸術のグローバル展開の加速、⑥文化芸術を通じた地方創生の推進、⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進の七つの重点取組を挙げています。

また、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具体的な取組を推進していくこととしています。

2 食文化や文化観光の推進による地方創生

食文化推進本部と文化観光推進本部においては、食文化や文化観光の推進を通じた地方創生の観点から、先進的な地方公共団体等と意見交換を行いながら、施策の検討を行っています。

食文化推進本部では、関係省庁・団体等と連携の下、令和5年度にユネスコ無形文化遺産登録10周年を迎えた「和食」等に関するイベントや、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた機運醸成に関する情報発信等に取り組みました。引き続き、我が国の食文化の明確化・価値化をより一層推進するとともに、食文化振興の機運醸成に関する主催・共催型イベント等を開催するなど、国内外への我が国の食文化の魅力発信を強化します。また、食文化関係者の地位向上を図るとともに、国民の食文化への「気づき」を提供する観点から、食文化に関する顕彰の充実に向けた取組を進めます。



「和食」等に関するイベントでの情報発信の様子

文化観光推進本部では、関係省庁・団体等と連携の下、令和5年度にはシンポジウム「京都から日本の夜の価値創造を考える」を開催するなど、機運醸成を図りました。今後、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」（同年5月、観光立国関係閣僚会議決定）に基づき、文化財における特別な歴史体験、文化財の夜間活用やユニークベニュー*¹活用等の魅力的なコンテンツ造成を推進するとともに、宿泊施設、集客施設へのリノベーション・コンバージョン*²、滞在快適性や展示環境の向上のためのハード整備を促進することで、インバウンドの地方誘客による地方創生を図ります。あわせて、文化財関係者や教育委員会等が文化財の活用に主体的に取り組むことを促すため、所有者や地方公共団体からの相談窓口を文化庁に設けるとともに、文化財の活用に関するセミナーを開催すること等を盛り込んだ「文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージ」（6年2月公表）を取りまとめたところであり、持続可能な文化財の活用に向けた取組を進めます。

*1 特別感や地域特性を演出することを目的として、本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場のこと。

*2 ここでは、リノベーションは建造物の改修を、コンバージョンは建造物の用途変更を指す。

3 社会全体で文化財を継承する取組

社会全体で文化財を次世代へ継承していくために、個人・企業が文化財との新しいつながりを持つきっかけとしての寄附という新たな取組を普及することを目的として、官民共創による寄附促進の仕組みを構築し、寄附促進事業「文化財サポーターズ」を開始しました。



官民共創による寄附促進の仕組み
「文化財サポーターズ」の発表会の様子

(1) 文化財の保存・活用のための寄附促進

文化庁とREADYFOR株式会社は、個人や企業が文化財の保存・活用に参加し、文化財に対する共感を育む機会になることで、文化財の支え手の輪が広がっていくことを期待し、文化財の保存・活用のための寄附を社会に一層定着させることにより、文化財を次世代に確実に継承していくために協働するための協定を締結しました。

(2) 文化財保存活用コーディネーターの配置

また、民間のファンドレイザー^{*3}などを文化財保存活用コーディネーターとして文化庁に配置し、文化財所有者の寄附募集を支援することとしました。

(3) 個人・企業からの寄附促進・助成事業

文化庁、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団及びPROJECT_Vega（株式会社博報堂の官民共創推進組織）は、個人・企業からの寄附を原資とする文化財の保存・活用への助成事業を令和6年3月26日から開始しました。第一弾のテーマは「令和6年能登半島地震」とし、被災文化財の復旧・復興支援に対し寄附を募集しており、その応援団長として、松井秀喜氏に就任いただきました。

4 国内外への発信強化

全国の文化資源の魅力を国内外に発信し、より多くの人の文化体験につながる環境を整備するための取組を強化しています。

文化遺産オンライン構想として、我が国の多様な文化遺産に関する情報を、誰もがいつでも容易にアクセスできる環境を整備し、コンテンツの利活用や情報発信を進めています。また、日本文化の魅力発掘・発信として、訪日外国人旅行者の満足度向上のため、文化財等に対して先進的・高次元な多言語解説整備等を行うとともに、日本政府観光局と連携し、日本文化の魅力をオンライン発信することで、上質なコンテンツを求める層の誘客・周遊・リピートの促進にも取り組んでいます。

*3 資金調達を専門的に行う者のこと。